J60335-2-J6(H14)

家庭用及びこれに類する電気機器の安全
パート２：電気乾燥機器の個別要求事項

家庭用及びこれに類する電気機器の安全
パート2：電気乾燥機器の個別要求事項

1. 適用範囲

パート1のこの項目は、下記と置き換える。

この規格は、家庭用及び類似の食器、ふとん又は靴等を乾燥する目的の電気乾燥機の安全を取り扱う。それらの定格電圧は、単相250V、三相480V以下である。

通常は家庭用であるが、公衆に対する危険の源となるかも知れない機器、例えば、船舶及び店舗等において、一般の人によって使用される意図の機器は、この規格の適用範囲内にある。

この規格の適用範囲内にある電気乾燥機は、下記のものが含まれる。

- 食器乾燥器
- 食器乾燥機
- ふとん乾燥機
- 靴乾燥機

本規格は下記には適用されない。

- タオルレール(IEC 335-2-43)
- 回転式衣類乾燥機(IEC 335-2-11)
- 毛髪乾燥機(IEC 335-2-23)
- 電気食器洗い機(IEC 335-2-5)
- 腐食性か爆発性の雰囲気（塵埃、蒸気あるいはガス）のような、特別な状態が支配的である場所で使用される意図の機器

2. 用語の定義

パート1のこの項目を、下記を除いて適用する。

2.2.9 追加：

通常動作：　ふとん乾燥機にあっては、取扱説明書にしたがって、エアマットの全面を覆うために十分な大きさの厚さが約5cmの綿ふとんでエアマットを覆った状態で、運転される。

注1－ 疑義のある場合には、綿ふとんは、温度25℃±10℃、相対湿度60％±5％で24時間以上、状態調節される。

注2－ 使用される綿ふとんは、JIS L 2001（綿ふとんわた）に規定する綿ふとんわた1級でその重量が乾燥しているとき、2 kg／m^3のものを標準とする綿ふとんである。

その他の乾燥機は、メーカーの意図した最大の又は最低の負荷で最も不利となる負荷を使用する。

また、PTC電熱素子を使用し、負荷によりその入力が変化するものにあっては、入力を測定するときの負荷条件は、無負荷とする。

3. 一般要求事項

パート1のこの項目を適用する。

4. 試験に関する共通条件

パート1のこの項目を適用する。

5. 欠如

6. 分類

パート1のこの項目を、下記を除いて適用する。

6.1　追加：

据置き形の機器は、感電に対する保護に関し、クラス０Ｉ以上でなければならない。

6.2　追加：

ふとん乾燥機及び水気のない環境のみで使用される機器を除き、機器はIPX1以上でなければならない。

7. 表示及び取扱説明

パート１のこの項目を、下記を除いて適用する。

7.12　追加：

機器に対する取扱説明書は、下記の警告の趣旨を含まなければならない。

警告 － この機器は、使用目的以外には使用しないこと。

8. 充電部への可触に対する保護

パート１のこの項目を適用する。

9. モーター駆動機器の始動

パート１のこの項目は、適用しない。

10. 入力及び電流

パート１のこの項目を適用する。

11. 温度上昇

パート１のこの項目を、下記を除いて適用する。

11.2　置換：

機器は、次のようにテストコーナーに置く：

－ 通常使用に際し、床上又は卓上に置かれる機器は、できるだけ壁に近づけて床上に置く。ただし、台所で使用される以外の機器については、取扱説明書の指示による。；

－ 通常壁に取り付けられる機器は、一方の壁に通常使用時に起こりうる位に、他方の壁及び床又は天井の近くに取り付ける。ただし、取り付けに関して製造者が別途指示している場合は、この限りでない；

－ 通常天井に取り付けられる機器は、通常使用時に起こりうる位の壁の近くで、天井に取り付ける。ただし、取り付けに関して製造者が別途指示している場合は、この限りでない。

11.4　追加：

モーター、トランスあるいは電子回路を組み込んでいる機器のなかで、温度上昇限度値を超え、また入力が、定格入力より低いならば、試験は、機器に定格電圧の1.06倍で給電して、繰り返される。

11.7　置換：

機器は、定常状態に達するまで運転される。

11.8　表３の通常使用時に短時間だけ保持される、ハンドル、ノブ、グリップ及び同等の部分は適用しない。

表３に規定された温度上昇限度値に加え、次の温度限度値を適用する。

表３ａ

箇所		温度上昇値 K
通常使用時に短時間だけ保持されるハンドル、ノブ、グリップ及び同等の部分	金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のもの	３５
	その他のもの	５０
その他の人が触れるおそれのある外郭	金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のもの	６０
	その他のもの	９０

注 1. 規定した温度上昇値は、25 ℃に基づいている
注 2. エアーマットの表面温度を決定するために用いられる熱電対は、65 mm × 65 mmで厚さ 0.5 mmの銅か真鍮の板にはんだ付けされる。熱電対は、最高温度が予想される場所に配置される。温度上昇値は、「モーター駆動機器の外郭」の項を適用する。
注 3. 合成樹脂の温度上昇限度値については、厚さが 0.1 mm未満の金属仕上げのプラスチック材についても適用される。また、厚さが 0.3 mmを超えないときは、支持材料の温度上昇限度値が適用される。
注 4. 外郭の測定時にはテストコーナーを用いない。
注 5. 容易に熱い箇所であることがわかる吹き出し口は、測定しない。

12. 欠如

13. 運転時の漏洩電流及び耐電性

パート１のこの項目を適用する。

14. 欠如

15. 耐湿性

パート１のこの項目を適用する。

16. 漏洩電流及び耐電性

パート１のこの項目を適用する。

17. 変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護

パート１のこの項目を適用する。

18. 耐久性

パート１のこの項目は、適用しない。

19. 異常運転

パート１のこの項目を、下記を除いて適用する。

19.2　追加：

放熱を制限した状態とは、空気の流れが最も厳しい状態になるように開口部を塞いだ状態をいう。

注．空気の流れが最も厳しい状態とは、次のいずれか一つの状態をいう。

- 空気の取り入れ口を塞ぐ。
- 熱板の開口部又は温風吹出し口を塞ぐ。
- 放熱口を塞ぐ。

20. 安定性及び機械的危険

パート1のこの項目を適用する。

21. 機械的強度

パート1のこの項目を適用する。

22. 構造

パート1のこの項目を適用する。

23. 内部配線

パート1のこの項目を適用する。

24. 部品

パート1のこの項目を適用する。

25. 電源接続及び外部可撓コード

パート1のこの項目を適用する。

26. 外部電線用端子

パート1のこの項目を適用する。

27. アース接続

パート1のこの項目を適用する。

28. ねじ及び接続

パート1のこの項目を適用する。

29. 沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離

パート1のこの項目を適用する。

30. 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性

パート1のこの項目を適用する。

31. 耐腐食性

パート1のこの項目を適用する。

32. エックス線放射、毒性その他これに類する危険性

パート1のこの項目を適用する。

附属書

パート1の附属書を適用する。